資料①

令和３年度における就学前教育･保育施設の状況

1 号：3～5 歳で保育不要
2 号：3～5 歳で保育必要
3 号：0～2 歳で保育必要

１．施設の状況

【前年度からの変更点】

・泉こども園　施設整備に際し、1 号定員と 3 号定員を 5 人ずつ上積み
・三草こども園　2 号定員 9 人を 1 号定員に変更（総定員に変更なし）
・たきの愛児園　施設整備に際し、施設所在地の変更及び 2 号定員 2 人を 3 号定員に変更（総定員に変更なし）

分類	施設名	公私	利用定員				(参考)
			1 号	2 号	3 号	計	認可定員
認定こども園	泉こども園	私	15	47	28	90	90
	正覚坊こども園	私	15	45	35	95	95
	東古瀬こども園	私	15	36	24	75	75
	三草こども園	私	15	50	30	95	95
	たきの愛児園	私	15	62	28	105	105
	加茂こども園	私	15	64	21	100	100
	河高こども園	私	10	55	15	80	80
	高岡育児園	私	15	40	20	75	75
	東条こども園	私	15	63	22	100	100
	加東みらいこども園	公	55	115	80	250	250
	米田こども園	公	3	37	20	60	60
保育所	椿山保育園	私	－	45	25	70	80
	秋津保育園	私	－	36	9	45	45
	さくら保育園	私	－	45	15	60	60
	鴨川保育園	公	－	13	7	20	20
幼稚園	兵庫教育大学附属幼稚園	国立大学法人	130	30	－	160	160
計			318	783	379	1480	1490

（令和 3 年 4 月 1 日見込み）

２．入所の状況

	1 号			2 号			3 号		
	3 歳	4 歳	5 歳	3 歳	4 歳	5 歳	0 歳	1 歳	2 歳
R2 入所人数(※)	170			743			359		
	73	57	40	241	239	263	27	144	188
R3 入所人数(※)	168			743			350		
	64	55	49	226	275	242	26	131	193
R3 利用定員	318			783			379		

（※）兵庫教育大学附属幼稚園は含まない　（令和 3 年 4 月 1 日見込み）

資料①-2

加東市内
認定こども園・保育所・幼稚園案内図

資料②

加東市保育利用調整基準について

1　保育利用調整とは

加東市内の認定こども園又は保育所等への利用希望者（２号・３号認定）が施設の受け入れ枠を上回る場合は、保育利用調整（以下「利用調整」と言う。）を行い、各施設の利用を決定します。利用調整にあたっては、保育が必要な事由（保護者の就労状況など）や世帯状況などから保育の必要性の程度を点数化し、点数の高い世帯から優先的に調整を行います。近年では、保育受入枠の拡充につながるよう保育士等の子どもの優先利用及び、地域型保育の卒園児に関する調整基準の見直しを行いました。

2　保育利用調整基準に基づく合計点数の算出方法

保護者（父母）それぞれの「基本点数」と、該当する「調整点数」の合計点数とします。

（例）

	保育が必要な事由 （基本点数部分）	世帯の状況 （調整点数部分）
父	１日８時間週５日勤務	継続入所の兄弟姉妹がいる
母	１日６時間週４日勤務	

⇨

基本点数	調整点数	合計点数
１０点	５点	２３点
８点		

3　利用調整の方法について

合計点数の高い世帯の子どもから優先的に調整を行います。施設を決定する際には、保護者が希望する施設の順位ではなく、合計点数の高い子どもの順に判定します。

（例）

子ども	合計点数	第１希望	第２希望	第３希望
A	２３点	□□保育園	△△こども園	●●こども園
B	２０点	●●こども園	△△こども園	□□保育園

●●こども園 （受け入れ枠１名の場合）
内定者：子どもＡ

なお、合計点数が同じ場合は「同一点数時の優先順位」に基づき順位を決定します。

（例）

子ども	基本点数	調整点数	合計点数
C	１９	０	１９
D	２０	－１	１９

この場合は、「同一点数時の優先順位」の項目３「点数に減算のない者」を適用し、子どもＣの方が優先順位は上になります。

4　利用調整基準の見直しについて

現在の基準は、国通知における優先利用の取扱を踏まえシミュレーションなどを行い策定し、毎年、利用申込みしている保護者からの様々な意見を踏まえ、適宜見直しを行ってきました。

資料②－１にお示しした利用調整基準について、別紙意見書にてご意見をいただき、反映すべき内容については、今後利用調整基準に反映させていただく予定です。

資料②-2

加東市保育利用調整基準（令和３年度分）

認定こども園又は保育所等への保育利用調整を実施するにあたり、次表のとおり調整基準を定める。
保育の必要度は、基本点数及び調整点数の合計点数で判定する。

■入所選考基準（新規児童）

【基本点数】

番号	保育必要事由		内容		点数
1	就労	被雇用者及び自営業等の中心者	月２０日以上	１日８時間以上の労働を常態	10
				１日６時間以上８時間未満の労働を常態	9
			月１６日以上	１日６時間以上の労働を常態	8
				１日４時間以上の労働を常態	7
			上記に該当しないが、月４８時間以上働いている		6
		自営業等の協力者及び在宅勤務	月２０日以上	１日８時間以上の労働を常態	7
				１日６時間以上８時間未満の労働を常態	6
			月１６日以上	１日６時間以上の労働を常態	5
				１日４時間以上の労働を常態	4
			上記に該当しないが、月４８時間以上働いている		3
		内職	月２０日以上	１日８時間以上の労働を常態	5
				１日６時間以上８時間未満の労働を常態	4
			月１６日以上	１日６時間以上の労働を常態	3
				１日４時間以上の労働を常態	2
			上記に該当しないが、月４８時間以上働いている		1
2	妊娠・出産		母が出産（予定）日の前後８週間の期間である		10
3	保護者の疾病・障害	疾病	入院又は入院に相当する自宅療養で常に病臥している場合		10
			通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合		8
			疾病などにより、保育に支障がある場合		5
		障害	身体障害者手帳１・２級、精神障害者保健福祉手帳１・２級、又は療育手帳Ａの交付を受けていて、保育が常時困難な場合		10
			身体障害者手帳３・４級又は療育手帳Ｂ１の交付を受けていて、保育が著しく困難な場合		8
			身体障害者手帳５・６級、精神障害者保健福祉手帳３級、又は療育手帳Ｂ２の交付を受けていて、保育が困難な場合		6
4	親族の介護・看護	保護者と同居している親族又は一人暮らしの親族の介護・看護	要介護認定３～５程度、身体障害者手帳１・２級、精神障害者保健福祉手帳１・２級、又は療育手帳Ａである者を常時介護している		10
			要介護認定１～２程度、身体障害者手帳３・４級、精神障害者保健福祉手帳３級、又は療育手帳Ｂである者を常時介護している		8
			入院・通院・通所等の付き添い	月２０日以上１日６時間以上の付き添いが必要	8
				月１６日以上１日４時間以上の付き添いが必要	6
		上記以外の親族の看護・介護	入院・通院・通所等の付き添い	月２０日以上１日６時間以上の付き添いが必要	5
				月１６日以上１日４時間以上の付き添いが必要	4
			上記に該当しない範囲で病人や障害者の介護・看護が必要		3
5	災害・復旧		災害等により自宅等の復旧にあたっている		10
6	求職活動		求職又は起業の準備活動中で、それを証明する資料の添付がある場合		3
			求職又は起業の準備活動中で、それを証明する資料の添付がない場合		1
7	就学		職業訓練校、専門学校、大学等	月１２０時間以上就学している	8
				月４８時間以上就学している	6
8	虐待やＤＶ		虐待、ＤＶにより、特に保育が必要と認める状態にある場合		10
9	その他		その他、保育が必要な事由に類するものとして市長が認める場合		※1

（注）

1. 父母それぞれの点数を合算し、世帯の点数とする。
2. 父又は母の状況が複数の保育必要事由に該当する場合は、原則として高い方の点数とする。
3. 労働時間に通勤時間は含まない。
4. 労働形態が上記の各細目に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる細目に当てはめ、点数を決定する。
5. 保育必要事由「その他」の点数「※1」については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。

【調整点数】

	番号	内容		点数
加算点数	1	両親共にいない家庭（父母の死亡、離別、行方不明、別居等で両親のいない家庭）		＋15
	2	ひとり親家庭（求職中）		＋13
	3	ひとり親家庭（求職中を除く）		＋11
	4	ひとり親家庭※児童扶養手当の証書等がない場合		※2
	5	生活保護世帯		＋3
	6	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合		＋1
	7	育児休業を終了し職場復帰する場合		＋2
	8	保護者が市内の特定教育・保育施設で、保育士等（看護師を含む）として勤務をする場合		＋13
	9	保護者が市外の特定教育・保育施設で、保育士等（看護師を含む）として勤務をする場合		＋9
	10	保護者が市内の特定教育・保育施設で、保育士等以外として勤務をする場合		＋9
	11	保護者が市内の放課後児童健全育成事業施設で勤務をする場合		＋10
	12	保護者が市外の放課後児童健全育成事業施設で勤務をする場合		＋6
	13	保護者が身体障害者手帳１・２級、精神障害者保健福祉手帳１級、又は療育手帳Ａの交付を受けている場合		＋3
	14	保護者が身体障害者手帳３・４級、精神障害者保健福祉手帳２・３級、又は療育手帳Ｂ１の交付を受けている場合		＋2
	15	入所申請児童が障害を有する場合		＋1
	16	兄弟姉妹同時入所（新規の場合）	同時に２人以上の保育所等の利用を希望する場合	＋1
	17		多胎児が同時に保育所等の利用を希望する場合	＋3
	18		継続入所の兄弟姉妹がいる場合	＋5
	19		継続入所の兄弟姉妹がいる場合であり、かつ同時に２人以上（多胎児を含む）の保育所等の利用を希望する場合	＋6
	20	兄弟姉妹が現に異なる保育所等を利用しており、兄弟姉妹が現に利用している一方の保育所等に転園を希望する場合		＋6
	21	小規模保育事業（企業主導型保育事業を含む）などの３歳児以上の受入のない施設の卒園児童		＋3
	22	虐待やＤＶのおそれがある場合など、児童擁護の観点から優先的な取扱いが必要な場合		※3
減算点数	23	利用調整時点における入所児又は卒園児の利用者負担額（保育料）等の滞納	滞納が２か月分ある世帯	−1
	24		滞納が３か月分以上あり、分納履行中である世帯	−2
	25		滞納が３か月分以上あり、直近３か月以内に納付がない世帯	−10
	26	兄弟姉妹がすでに幼稚園部での新規入園が内定（又は継続入園で決定）している場合（ただし、育児休業を終了し職場復帰する場合を除く）		−3
	27	３歳未満児が保育所等の利用を希望する場合で、当該児童以外に保育所等への利用申込のない未就学児がいる世帯		−5
	28	継続入所の兄弟姉妹がいる場合の税情報（育児休業を終了し職場復帰する場合を除く） ※入所希望月の保育料算定年度の税情報	申告等があるが控除対象配偶者となっている保護者である	−3
	29		申告等があるが各種収入が０円であり、控除対象配偶者となっている保護者である	−5
	30		申告等がなく控除対象配偶者となっている保護者である	−7

1. 調整点数の内容に複数該当する場合は、該当するすべての点数を合算する。
   ただし、番号16から20までは重複して加算しない。
2. 加算点数の番号4の点数「※2」については、基本点数と同点数を加算する。
3. 加算点数の番号22の点数「※3」については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。

【同一点数時の優先順位】

1	利用調整時点において、「保育所等利用待機児童数調査要領」に該当し、待機児童となっている者
2	利用調整時点において、「保育所等利用待機児童数調査要領」に該当しないが、入所保留となっている者
3	点数に減算のない者
4	世帯の基本点数が高い者
5	継続入所の兄弟姉妹がいる者
6	当該保育所等の希望順位が高い者
7	希望する施設の所在地と同じ小学校区内に住所がある者
8	養育されている小学校３年生以下の子どもの人数がより多い世帯に属する者
9	申込時の保育料算定に係る市区町村民税所得割を比較し、所得割額の合計がより少ない世帯に属する者

市外在住新規児童（転入予定者を除く。）の受入れ調整については、市内在住新規児童の利用調整後で定員に空きがある場合に実施する。

保育所等受入数を申込数が上回る場合、１０月受付分を優先して選考するものとする。ただし、１１月以降に出産した場合、又は市外受付（転入予定の児童のみ）の場合は、１０月受付分と同時に選考する場合がある。